

ハッピーメール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

公益財団法人ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47

TEL: 082-248-1400 FAX: 082-242-8628

ホームページ: <https://www.hiwave.or.jp>

本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

CONTENTS

日本貿易振興機構 (ジェトロ) コロポ事務所 所長 小濱 和彦 氏 「広島の製造業、 恩人スリランカを救えるか」…………… 1	上海「知的財産保護は展示・ 博覧会がカギ!？」…………… 5 ホーチミン「隠れ肥満大国、ベトナムの現状」…………… 5 大連「携帯ゲーム市場の成熟」…………… 6
海外レポート 1 ビジネスチャンス シンガポール「『スマートネーション・ イノベーション週間』開催」…………… 2 ジャカルタ「ジャカルタでますます増加する 日本食レストラン」…………… 3 ニューヨーク「ニューヨークのデザイン・ インテリア見本市 (ICFF)」…………… 4	2 制度改正等 ハノイ「ベトナム企業と首相との対話会議」…………… 7 バンコク「タイで駐在員事務所 その1」…………… 8 チェンナイ「インドにおける最低限の 人事労務管理について」…………… 9 重慶「ご存知ですか、重慶の『広島園』」…………… 10 台北「八田與一像修復成る」…………… 11 ハッピーからのお知らせ…………… 12

広島の製造業、恩人スリランカを救えるか

日本貿易振興機構 (ジェトロ)
コロポ事務所 所長 小濱 和彦 氏
(2004年~2008年はジェトロ広島にて勤務)

広島は、マザー・テレサ (1984年)、ミハイル・ゴルバチョフ (1992年)、バラク・オバマ (2016年) といった著名人、各国首脳が多数訪問しています。その中にジュニウス・リチャード・ジャヤワルダナという国家元首経験者が名を連ねていることをご存じでしょうか (1991年に広島訪問)。

彼は 1978年から 1989年までスリランカの大統領を務めた人物で、1951年のサンフランシスコ講和会議にはセイロン (現スリランカ) の代表として出席しています (当時は蔵相)。会議では一部の戦勝国から日本の分割統治を求める提案が出される中、彼は自国の対日賠償請求権の放棄を明らかにするとともに、日本を国際社会の一員として受け入れるよう訴える演説を行いました。「憎悪は憎悪によって止むことはなく、慈愛によって止む」。この一節は彼がその演説で引用した仏陀の言葉です。

現在の日本の繁栄は、一人のスリランカ人の勇気ある演説が背景にあることを私たち日本人は忘れてはなりません。



そのスリランカが今、日本からの製造業投資に期待を寄せています。26年間に及んだ内戦が2009年に終結し、近年は平和の配当もあって5%前後の高い経済成長を続けていました。

しかしながら、中国や欧米による投資は建設業や金融・不動産といったサービス業が中心で、製造業投資が進んでいません。スリランカは人口約2,000万人と潤沢な労働力がある訳ではありませんが、欧米と東アジアの中間という地理的な優位性に加え、昨今は隣国インドの台頭もあり、世界の投資家から有望な輸出拠点として再評価する動きが出始めています。西日本有数の工業立県である広島の皆様にも是非スリランカでのビジネスをご検討ください。

~広島の皆様へ一言~
広島県の県内総生産が11兆円であるのに対し、スリランカの国内総生産は、約9兆円と同程度です。スリランカは遠方にあるイメージですが、気負うことなく隣の県を覗いてみようという気軽さでご訪問いただければ幸いです。

1 ビジネスチャンス

「スマートネーション・イノベーション週間」開催

シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

世界初のIT国家「スマートネーション」を目指すシンガポール。目標は、単にITインフラを充実させることだけでなく、IT（情報技術）、ネットワーク、データを統合し、さら国民1人1人がそれを使いこなせるようになることです。政府の肝入りによる充実したインフラは既によく知られていますが、インフラを利用した技術やアプリ、その研究開発や商用化を支援する資金、商用化されたアプリや技術を使いこなす消費者や企業があって、スマートネーションは実現が可能になります。シンガポールはスマートネーションの実現のために2014年11月、スマートネーション・プログラム事務所を立ち上げ様々な取り組みを実施してきましたが、日本のゴールデンウィーク期間中、「スマートネーション週間」として様々なイベントが開催されました。



(① 開場を待つ人)

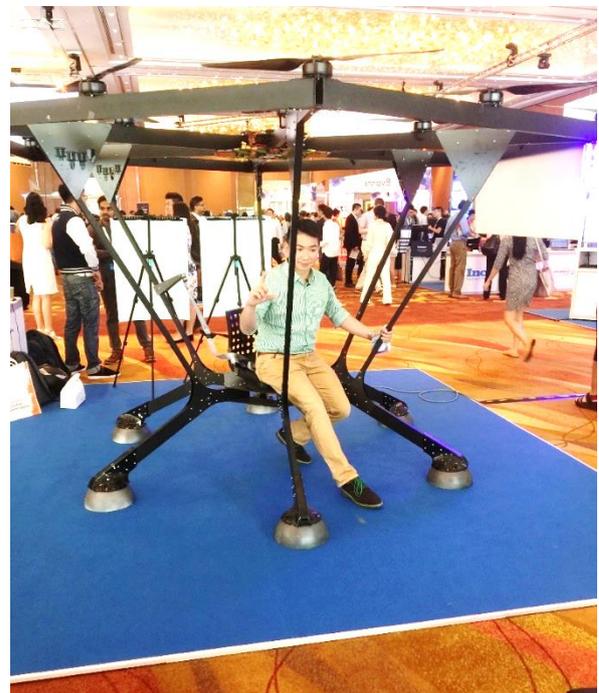
＜人材育成は子供から＞

4月29、30日の週末は、「Tech Singapore」という子ども向けのゲームや教育ソリューションの体験イベント。スマートネーション人材育成の一貫として、小学校でのプログラミング課程をいくつかの学校で試験導入していますが、学校外でプログラミングを学ぶ子供たちも多いシンガポール。子供向けハッカソン※¹では、9歳から18歳が参加。小学生くらいの子供たちもパソコンに向かってプログラミングの競争です。会場では他にもバーチャルリアリティーを用いた教材、ドローン、3Dプリンティングなどが紹介され、子供も大人も最新のツールを実際に体験。私もバーチャル

リアリティー（VR）で医師向けの手術トレーニングというツールを試してみましたが、VRグラスを付けると、目の前が手術室になり、手にはメスが握られ、中々面白い体験でした。（血が苦手な人にはお勧めできません。）

＜最新技術とトレンドのショーケース＞

ビジネスマン向けのイベントは5月3、4日に開催された、「Innovfest Unbound」という国際会議兼展示会です。スマートシティ・スマートネーションだけでなく、その実現に必要なフィンテック（金融テクノロジー）、メディア・広告、人工知能など様々な分野で、セミナーやパネルディスカッション、ベンチャー企業と投資家のマッチメイキングセッションが行われました。大学や研究所、ベンチャー企業の研究開発の紹介が行われていた展示場も常に人だかり。写真②は、シンガポール国立大学が研究中の1人乗りオートジャイロです。



(② オートジャイロ)

その他、ニーアンポリテックが開発した高齢者向けに体操をコーチするロボットなど、高齢化のシンガポールならではの開発案件も紹介されていました。

日本からの出展はありませんでしたが、オンラインゲーム大手であるガンホー・オンライン・エンターテイメントの創業者で、ベンチャー投資家の

孫泰蔵氏などがスピーカーとして登壇していました。

子供向けのゲームやアプリも、スマートネーションで使える技術も日本にたくさんあるはず。ぜひ、こうしたイベントを海外ビジネスのステップに活用してほしいと思います。

シンガポールのスマートネーションへの取り組みについては、こちらのウェブサイト詳しく書

いてあります。 <https://www.smartnation.sg/>

※1「ハッカソン」(hackathon)とは、広い意味でソフトウェアのエンジニアリングを指す“ハック”(hack)とマラソン(marathon)を組み合わせた米IT業界発祥の造語で、もともとはプログラマーやデザイナーから成る複数の参加チームが、マラソンのように、数時間から数日間の与えられた時間を徹してプログラミングに没頭し、アイデアや成果を競い合う開発イベントのことをいいます。

ジャカルタでますます増加する日本食レストラン

ジャカルタ ビジネスサポーター 割石 俊介

2017年5月8日に「大阪王将」の1号店が高級ショッピングモールであるプラザ・スナヤンにオープンし、ジャカルタ在住邦人にとって、また一つ日本食レストランの選択肢が増えました。筆者も早速行ってみました。店内は満席。8割くらいが現地の方でした。「豚肉の入った餃子がインドネシアで受け入れられるのか？」と思われるかもしれませんが、インドネシアでは国民の約1割が非ムスリム(ムスリム:イスラム教徒)です。ジャカルタは華人系インドネシア人など非ムスリムの人口比率も高いため、豚肉入りでも問題ありません。

<麺が人気>

豚と言えばとんこつラーメンが大人気で、「博多一幸舎」「一風堂」「ばんからラーメン」「ばり馬ラーメン」などが複数店舗を構えており、行列ができることもしばしばあります。そして、やはり顧客の大半はインドネシア人です。とんこつ以外のラーメンやサイドメニューも充実していますので、ムスリムの方々も一緒に食事をする事ができます。

他のアジアの国々と同様、インドネシア人はそもそも麺ものが大好きです。ラーメン以外では「丸亀製麺(うどん)」「油そば 山ト天」なども人気で、こちらも食事時は行列ができます。

<スイーツも健闘>

スイーツの分野でも日本ブランドは人気を博しています。福岡発祥の洋菓子店「てつおじさんのチーズケーキ」がセントラルパークというショッピングモールに入っています。ふわふわで口の中にいれたらすぐ溶けるような食感が大変な人気で、週末ともなると長蛇の列ができます。筆者も先日行列に加わってみました。30分以上待ちました。その他、PABLO(大阪)、LeTAO(北海道、イン



ドネシアではDOREで展開)、Maqui's(神戸)などがチーズケーキやタルト、その他スイーツで店舗数を徐々に増やしています。

揚げ物と甘いものが大好きなインドネシア人にとって、日本のスイーツは甘みが足りず、物足りないのではと思っていましたが、日本風の甘さを抑えたスイーツが着実に支持を獲得しているのを見



ますと、健康意識の高まりとともに、嗜好も変化しつつあるのかもしれませんが。

＜レストランビジネスの可能性＞

現在の外資規制ではレストランビジネスは100%外資でも会社設立が可能となっていますので、今後はますます日系レストランが増えることが期待されます。

オペレーション上の最大の課題の一つは、日本人が厨房にいなくなってしまうからいかにして味を保つ

か、というものです。しばしばありがちなのは、オープン当初の2～3ヶ月は日本と変わらぬ味だったものが、立ち上げ後しばらく陣頭指揮をとっていた日本人がいなくなると、徐々に味が落ちていってしまう、というパターンです。日本食レストランは在ジャカルタの日本人皆にとって貴重な生活インフラですので、一層の充実を期待したいところです。

ニューヨークのデザイン・インテリア見本市 (ICFF)

ニューヨーク ビジネスサポーター 蟬本 睦

＜展示会の特徴＞

5月21日(日)～24日(水)の4日間、ニューヨークのジャビッツ展示会場にて、デザイン・インテリアの見本市、ICFF (International Contemporary Furniture Fair) が開催されました。

この展示会は例年、ジャビッツの1階にて開催されてきましたが、今年からは3階のメインフロアを使っての開催となりました。主催者発表では750社、30カ国からの出展となっており、海外からの出展も多く、ヨーロッパのブランド、メーカーが多く参加しているのも特徴です。

筆者は、前職ジェトロ勤務時代に、2009年～2012年までジャパンパビリオンを組織して出展をさせていただいていました(現在では残念ながらジャパンパビリオンはありません)。日本のデザイン展という企画展も含めて延べ200社ほどの日本企業の出展を支援させていただいたのですが、家具と銘打った展示会でありながら、建築、建材といった素材が人気でした。

というのも、この展示会の特徴は、その来場者の構成にあります。通常の展示会は、バイヤーと呼ばれる購買担当者が来ることが多いのですが、この展示会では、主催者発表で60%が建築家、インテリアデザイナー、ファッションやグラフィックデザイナーなどなんらかの「デザイナー」と呼ばれる人々です。デザイナーはよほどでないとその場で買い付けることはしませんが、自分の物件プロジェクトがひとたび立ち上がると、どのような家具や建材を用いるかを施主に提案しなければなりませんので、その時点で出展していたブランドやメーカーに連絡をすることになります。日本企業

の出展者からも「忘れたところに連絡をもらった」ということを伺ったこともありました。

展示会には、華やかな家具などの展示に混じり、様々な建材、部材、素材が出展されています。例えばシャワールームの排水の蓋だけを専門に作っている会社、コンクリートの板素材を扱っている会社、ドアのノブだけを扱っている会社、壁面タイルだけを扱う会社、あるいは素材だけを集めたライブラリーを運営する会社などなど、様々な素材、建材メーカー、ブランドが参加していました。

ICFF が開催される週はニューヨークデザインウィークと称され、市内各地にて、インテリアに関



する様々なイベントが開催されます。ソーホー地区などを中心に、ICFF 開幕前の金曜日くらいから、インテリアメーカーのショールームなどで、新商品の発表、トークショーやパーティーなどが多く開催され、多くの業界人で賑わいます。イタリア・ミラノで4月に開催されるサローネの規模を少し小さくしたようなものといえればわかりやすいかもしれませんが、ここニューヨークには、世界をまたにかけて活躍する建築設計会社も多く存在して、

ICFF をきっかけに、ニューヨークの建築会社と知り合い、そこを通じて、世界中の主要都市の案件に納品を果たしたというような成功事例もありました。

＜日本企業のビジネスチャンス＞

私見ですが、日本の家具をそのままアメリカに売るとするのは、とても難しいと思っています。欧米と住宅環境や生活様式が異なることからデザイン面でハンデがあり、一般的には、欧米に比べてブランド力もなく、アジア諸外国に比べてコスト競争力もありません。しかし、日本には、焼き物、繊維、金属製品、ハイテク関連商品など、建築、建材、

素材やパーツとしては、諸外国に決して負けない製品がたくさん存在すると思います。巨大なミラノサローネに挑戦される日本企業は非常に多いのですが、ここ、世界最大の市場である米国にはコンパクトなこの展示会には、日本企業の参加はまだまだ少ないので、こちらに出た方が注目も集めますし、ビジネス的なメリットが少なからずあるのではないかと考えています。

5月のこの時期は、ニューヨークの短い春、気温も1年を通じて最も過ごしやすい時期です。ぜひ、関連する業界の広島県企業にも挑戦をしてもらいたいと思っています。

知的財産保護は展示・博覧会がカギ!?

広島上海事務所長 西尾 麻里

先日、上海市知識産裁判所より「2015-2016 特許案件白書」（以下、特許白書）が発表されました。2015年から2016年の間の特許案件に関する同裁判所の受理数は、前年を20%超えて増加し、受理数の15%は外国企業が関与する、いわゆる“涉外案件”であることが分かりました。これには展示・博覧会が大きく関係していることがわかりました。

＜中国企業と戦う外国企業＞

2015年から2016年の間に受理した特許案件は計1,011件あり、このうち涉外案件は15%の152件で、原告は日本をはじめ、アメリカやスイス、ドイツなど14の国に及び、三菱電機(株)や独BASF社、米HPなどのグローバル企業も含まれています。

涉外特許案件には、次の2つの特徴があるようです。一つ目は、発明特許権侵害の案件が多く、計94件あり、全涉外案件数の61.8%を占めます。発明特許には、紡績や包装、医療、工作機械、自動車などの技術分野が含まれています。二つ目は、原告がそれぞれの技術分野におけるグローバル企業や業界のパイオニア企業で、被告は中国国内の中型企業が多いということです。

＜証拠固めは展示・商談会で＞

このほか、特許白書によると、展示・博覧会が原

告側にとって注目の場になっているそうです。展示・博覧会では、一度に多くの企業を見ることができ、特許侵害を発見しやすく、また公式の場であるがゆえに、出展状況の写真など証拠を集めやすい場となっています。

現在、国内外の各業界団体や企業が展示・博覧会を実施する際には、まずは上海での開催を選択します。そして、上海での展示・博覧会の会期中に多くの権利保全に関する申請が提出されるのです。上海知識産権裁判所が受理する証拠保全案件の中で、展示・博覧会において展示商品を差し押さえ、または押収するという案件が証拠保全案件全体の73.3%を占めました。

＜権利の申請から保全まで＞

また、上海高級人民裁判所が発表した「2016年上海裁判所知識産権審判白書」によると、2016年の各種知財案件数は大幅な伸びを見せ、結審したのも前年同期比の31.5%の増加が見られました。中でも、著作権訴訟や商標権訴訟、特許権訴訟などの民事案件数の伸びが目立ったようです。

知的財産権は、海外でビジネスをする日系企業にとって大変重要です。権利を申請するだけでなく、取得した権利の保全も視野に入れ、その中で【展示・博覧会】も活用して、今後の中国ビジネス動向を探ってみてください。

隠れ肥満大国、ベトナムの現状

ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

現在、ベトナムでは肥満が社会問題になっています。アメリカの調査会社ニールセンの最近の調査では、ベトナム人のほぼ3分の1が当面の心配

事として、「健康」を挙げています。ベトナムは東南アジア諸国の中では肥満率が低いとされていますが、世界保健機関（WHO）によると、2015年

のベトナム人男性の肥満率は16%と2005年の3倍以上になり、女性も24%へ急増しました。さらに、ホーチミン市など主要都市の子供の肥満率は40%に上り、この10年間でほぼ10倍になりました。

<考えられる主な理由>

1つ目の理由は、食生活です。

ベトナムでも他国の例に漏れず、食の欧米化が起きています。日本でもお馴染みのケンタッキーフライドチキン(KFC)が1997年にベトナムに進出して以来、ロッテリア、ピザハットが次々と進出を果たし、ついに2014年にマクドナルドが進出しました。現在では、ホーチミン市内だけでもKFC59店、ロッテリア82店、ピザハット28店、マクドナルド15店を擁するまでにファストフード市場が拡大しました。

その他、コカ・コーラが1995年に発売開始され、現在では田舎の個人商店でさえ購入できるなど、ベトナムで市民権を得ています。また、ポテトチップスなどスナック菓子も子供を中心に人気で、ベトナムの会社だけでなく、アメリカ、韓国、日本、フィリピンなどの海外メーカーのお菓子も、一般的なスーパーマーケットで購入できます。

子供にとっては、コーラなど砂糖入りの炭酸飲料やスナック菓子が健康の妨げになりますが、大人にはもう1つアルコールという原因もあります。

2016年のベトナムでのビール消費量は、東南アジアで断トツの37億8,800万リットルで、世界的に見ても9位です。そのため、夜は街中至る所でビールを飲んでいる人を見ることができます。

2つ目の理由は、運動不足です。

ベトナム人の移動手段はバイクが基本です。弊社のベトナム人社員も例に漏れず、90%以上がバイク通勤をしており、自宅の駐車場からバイクに乗り、会社の駐車場にバイクを停めるという生活を日々繰り返しています。一方、家の周りを散歩し

ようとしても、歩道が狭かったり、その歩道をバイクが我が物顔で走行したり、ひっきりなしに途切れないバイクの量のため、横断歩道を渡るにも危険がいっぱいであり気軽に散歩しづらい現状があります。そのため、歩くことはあまりありません。

こうしたこともあり、今年からホーチミン市交通安全委員会では、市民に1日300m以上歩くよう呼びかける「徒歩運動」の開始に向けた計画の策定を進めています。このように1日300mも歩かない人が大半のようで、弊社のベトナム人社員曰く、「一番歩くのは大型ショッピングモールの中」という冗談とも本当ともつかないことを言っていました。

<健康志向の高まり>

しかしながら、一部の中間層・富裕層を中心に健康志向が高まってきています。

現在、ホーチミンにあるジムの数は190軒(ベトナムの店舗検索サイトfoody調べ)を超えており、ジムの数だけで見ると広島県の92軒(出所:「平成26年経済センサス・基礎調査(総務省統計局)H26年7月1日調査」)の2倍以上あります。日系のルネサンスも2014年から進出しており、ホーチミン市近郊のビンズー省と首都のハノイ市に1店舗ずつ構えています。

さらに、健康のためのサプリメントも人気を博しており、ダイエットサプリ、黒にんにく、コラーゲンドリンクなどが流行っていると、あるドラッグストアの店長が言っていました。その中で、日本製のサプリメントは薬局で数点見かけるだけで、シェアをまだ上げられていません。

ベトナムでは日本製に対し安心・安全のイメージがあるので、口にするサプリメントにはうってつけだと思います。このような健康に関する分野が、今後ますます成長していくとみられているので、ビジネスチャンスがあるかもしれません。

携帯ゲーム市場の成熟

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

<成熟した携帯ゲーム市場>

「第36回中国インターネット発展状況統計報告」によると、1987年に始まった携帯ゲームサービスが、2015年6月時点で、中国国内のユーザーが2.67億人に達しているとのことです。WeChatを開発・運営している騰迅(テンセント)

社のデータでは、同社のアプリを使っているユーザーの49%がゲームアプリをダウンロードしており、1人あたり1日3.3回、計32分ゲームで遊んでいて、既に成熟した産業になっています。

<ユーザーの形態>

以前は、ゲームは無料で、ネット使用料とゲーム

内での広告掲載料で利益を得るというパターンが多くみられましたが、今では、有料ゲームアプリ、または無料でもゲームを進める中で課金が発生するものが主流となっています。ゲームアプリのメインユーザーは 25 歳以下ですが、この世代は携帯での各種支払い（支付宝アリペイや WeChat ペイなど）に慣れていて、支払いも簡単なため、好きなゲームや音楽などソフトの消費にお金を掛けることが普通になっています。大都市を中心に 1 日 3 時間以上、ゲームに 50 元以上を掛けるゲームユーザーも数多くいます。

<潜在的なニーズ>

携帯ゲームを利用したことの無い人の比率は、女性が男性より 11% も高くなっています。というのは、以前からゲームは男性の遊びで、女性はしない傾向があるからです。ただし、携帯ゲームは記憶容量などの制限で簡単なものが多く、複雑な操作もできないため男性にとってはパソコンゲームより面白くないといわれています。

このような状況もあり、携帯ゲームのカテゴリーは、コスプレ物が一番多く 65.1% となっております。このようなカテゴリーのゲームは女性や小さい子ども（小学生）にとって魅力があります。ま

た、携帯はネットワーク機能も有しており、普段から頻繁に友達とのネットワークを活用している女性や子どもの「ソーシャルゲーム」の大規模な流行も考えられ、女性や子どもの潜在的な携帯ゲームのニーズは大きいものと考えられます。ちなみに女性にとっては、楽しめるのであれば、ゲーム費用数十元はとても安く感じます。

また、小学生も友達同士でのコミュニケーションには、漫画以外にゲームの話題が増えてきています。漫画は関連商品の販売も活況なのに対し、ゲームの関連商品の販売は少ないので、今後の流行に伴い関連商品市場も拡大するものと考えられます。

ゲームについては、日本も同じですが、中国においても大人のみならず、中高生ともなると親の Wi-Fi 切断や課金規制の設定をかいくぐり、ついつい没頭してしまい、結果多くの世代がゲーム開発者の利益に貢献しています。

開発力に優れた日本企業としては、ゲームシステムの運営者にならなくても、ソフトを提供することは可能であり、中国に会社を置かなくても中国市場に参入できるのは大きな魅力かもしれません。

2 制度改正等

ベトナム企業と首相との対話会議

ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

2017 年 5 月 17 日、ベトナム政府は「国際会議場において、企業と共に」と題し、首相および各省大臣が出席する大規模なベトナム企業との対話会議を開催しました。

<2016 年は起業・創業の年>

2016 年、グエン・スアン・フック首相が就任し、2016 年から 2021 年までの新たな体制がスタートしました。新政府は、2016 年はベトナムの起業・創業の年として「政府は企業を賛美し、企業が発展するために企業の困難を時宜的に解決する。企業は若い世代をはじめ、ベトナム国民のものである。」と表明しています。

そのため、2016 年はベトナム民間企業の新設が過去最高となり、2016 年 11 月末時点の 11 カ月間の新規企業が約 10 万 2,000 社となりました。

<企業発展に重点>

新政権発足より 1 年が経過し、企業からの直接の声を聞くことを目的として会議を開催し、ハノイの国際会議場には 1,000 名近くの企業経営者および国際関係機関の代表者が参加しました。

午前 7:30 から首相スピーチ、計画投資省大臣、商工会議所会頭、官房長官等各省庁トップのスピーチが行われ、ベトナム政府がベトナム企業への最大の支援を行っていくことが表明され、昨年実施された各省庁による行政改革等の進行状況が発表されました。

また、ベトナム各地方をテレビ中継でつなぎ、全国一体となった対話型の会議となりました。政府側からの発表の後に、参加企業経営者から問題点や政府への要望事項について発言があり、その対応の会議が、午後、政府幹部により開催され、開催当日中に対応策を公表すると発表しました。ベトナム政府が今後も企業発展に重点をおき、スピー

ディーに問題解決に対処することを、実際に行動で示すイベントとなっています。

<企業からベトナム首相への提案内容>

○日本人商工会：法律規制のさらなる明確化について要望。

○ベトナム高速道路関係企業：高速道路建設への投資は、国内銀行から十分な融資が受けられないため、海外パートナーと組み、オフショア融資にて建設しているが、借入時と返済時の為替レート差により、投資回収期間が大幅に遅れている。BOT 認可期間の見直しができるよう調整を要望。

○飼料製造業者：豚価格の大幅下落により、養豚業者ならびに周辺関連業者も非常に難しい局面となっている。輸出促進や価格安定のための支援ならびに加工工場の投資促進がされるような施策を要望。

○乳製品企業：乳幼児用ミルクの品質基準についての管理強化、及び一般の乳飲料には品質基準が無いため、早急に基準を決めるよう要望。

○医療法人：政府は、国営病院施設内で民間病院の開業を許可することを検討しているが、これは、民間医療のビジネス上での不公平な環境を作る

こととなるため、中止を要望。

○ベトナム裾野産業組合：以前よりは減ったものの、合法的でない費用負担が中小企業を苦しめているので早急な改善を要望。特に、特殊な許認可を政府より得るときなどで必要となる。

○HSBC 銀行：外国企業とベトナム企業の協力関係促進、投資環境整備を要望。

そのほか、企業からは TPP についても、ベトナムは積極的に前進させるべきだと思う、というような発言がされました。

後日あらためて、政府の回答結果をお知らせします。



タイで駐在員事務所 その1

バンコク ビジネスサポーター 辻本 浩一郎

海外へ進出される際、いきなり法人を立ち上げずに、まずは現地での市場調査やマーケティング、実現可能性調査（フィージビリティスタディ）を経て、その上で総合的に検討・判断をし、現地法人を設立されるケースもあります。それらの業務を遂行する上で適した法人格の形態が駐在員事務所になりますが、管轄の商務省の認可が必要であり、一切の営利行為が認められていません。

駐在員事務所の開設を申請する際、まず検討しなければならないのが駐在員事務所における目的です。タイ当地におきましては、下記5つの目的が認められています。

1. 本社のための、タイ国内における商品またはサービスの調達や発掘
2. 本社による、タイでの製造委託もしくは購入・用達される商品の品質や数量の検査や管理（本社向けの販売商品・製品が対象）
3. 本社から、代理店または消費者に販売される商品に関するアドバイス

4. 本社の新しい商品またはサービスに関する情報の伝達や普及

5. 本社に対するタイの景気動向などの報告

本社において、タイから商品やサービスの輸入実績がある場合もしくはそれを考えている場合は1や2を、逆にタイへの輸出実績がある場合もしくは今後それを考えている場合は3~5を目的として具体的に挙げ、然るべき関係文書類により実績、計画等の提示・証明ができる場合、「駐在員事務所」の開設が可能となります。

3の「本社から、代理店また消費者に販売される商品に関するアドバイス」の目的については、過去から現在において、すでにタイで販売されている商品が対象となり、原則的に継続性、特殊性のあるアドバイスでなければなりません。例えば1回のアドバイスで終わるような商品の場合は対象外となります。頻繁にアップデートやバージョンアップし、そこに継続的且つ特殊性のあるアドバイスが求められ、必要とされる商品が対象となります。

4の「本社の新しい商品またはサービスに関する情報の伝達や普及」の目的は、原則的に、まだタイで製造・販売されていない新商品でなければなりません。また、申請の際、商品の具体的説明及びサンプルの提出が必要となります。すでに日本で売られている場合は、その商品の具体的説明（性能など）や商品自体の提出が求められます。

5の「本社に対するタイの景気動向などの報告」については、自社の商品やサービスに関する市場調査や情報収集、タイの景気・経済動向などの調査、分析を行い、それらをまとめ、本社に報告する業務が目的となります。これを目的として駐在員事務所を申請、認可を受けるケースが一番多いです。

インドにおける最低限の人事労務管理について

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

南インドのチェンナイは5月に入り連日40度近い暑い日が続いています。さて、今回は日系企業がインドに進出した当初に十分な検討が必要な事項として、インド人を雇用する上で必要となる就業上のルールや管理方法(当地タミル・ナドゥ州の場合)について、中小企業が最低限気をつけるべき具体的な実務をご紹介します。

就業規則は、主には「100人以上の労働者を雇用する製造業者」などに作成義務が課せられており、ほとんどの中小企業においてはその作成義務はありませんが、(Factory Actに規定される一定の製造業者を除く)全ての企業が最低限守るべき労働法規(=Shops and Establishment Actやその他各種労働関連法規)が州ごとに定められています。主要な5つの事項について、タミル・ナドゥ州のケースを見てみましょう。

「最低限理解しておくべき基本的な労働法規(※タミル・ナドゥ州の場合)」

(1) 就業時間(Working Hours)

原則、一日8時間、週48時間の基本就業時間、そして、4時間の就業に対して最低1時間の休息を与えることと規定されています。この基本就業時間を超える場合には残業代を支払う必要がありますが、一日10時間、週54時間を超えて就業させることは法律により禁止されています。なお、当該規定は例外的に経営陣や出張を伴う一定の従業員には適用されません。

(2) 試用期間(Probation Period)

また、タイでは、金融機関の駐在員事務所の開設も認められており、その目的は、「銀行本店と支店に対しての、タイ当地顧客の財務状況や、タイの経済・財政状況から読み取れるタイビジネス動向に関する情報収集・分析・報告作業」及び「顧客が本店もしくは支店の銀行サービスを利用するために必要な、顧客とのやり取りやアドバイス業務」となっています。

今月号では、主にタイの駐在員事務所で認められている「目的」についてご紹介しました。次号では、認可要件や取り巻くその他申請・手続き等について、ご紹介したいと思います。

会社は、最大6か月間の試用期間を設定することが可能で、当該試用期間中であれば事前通知および合理的な理由なく従業員を解雇することができます。しかしながら、試用期間終了後は、最低1か月前までに書面で通知をするか、もしくは、合理的な理由と合わせて最低1か月分の給与を支給しなければ解雇することはできません。

(3) 給与支給日(Date of Salary Payment)

会社は、社内で定められた給与計算期間の締日から5日以内に給与を支給することと規定されています。

(4) 休日・祝日(Holiday)

インド全土で共通の国民の祝日である下記4日間に加えて、各州が定める祝祭日の中から年間最低5日間を選択・付与する必要があります。なお、インドの祝祭日にはヒンドゥー教やイスラム教、キリスト教など各宗教に関連した祝祭日も多く、会社の従業員が信仰している宗教によって、会社もしくは拠点ごとに年間の休日カレンダーを個別

	国民の祝日	月 日
1.	共和国記念日 (Republic Day)	1月26日
2.	独立記念日 (Independence Day)	8月15日
3.	メーデー (Labour Day)	5月1日
4.	ガンディー生誕記念日 (Mahatma Gandhi Birthday)	10月2日

に作成することになります。

なお、会社が定めた年間の休日カレンダーは年初までに各地域所轄の労働当局（Labor Commissioner）に届け出を行った上で、受理されたもののコピーを事務所に掲示しておく必要があります。

（５）有給休暇（Earned Leave）

会社は従業員が入社後 12 か月間は有給休暇を付与する義務はなく、12 ヶ月間が過ぎた後に初めて年間 12 日間の有給休暇を付与する義務が発生します。もし有給が消化されなかった場合には最大 24 日間まで繰り越すことが認められています。一方で、会社は傷病休暇（Sick Leave）および災害休暇（Casual Leave）を入社後すぐにそれぞれ最大 12 日間を付与することが義務付けられており、一般的にはそれぞれ 6～12 日間程度を付与している会社が多いように思います。

なお、従業員が 10 名以上となった場合には、下記のような遵守すべき労働法コンプライアンス

が増える可能性がありますので注意が必要です。事業規模やステージに応じた適切な人事労務管理ができるよう、専門家に相談をしながら海外子会社管理を実施していくことが重要です。

（１）労災保険制度

（ESI : Employees' State Insurance Act, 1948）

（２）退職金支払制度

（The Payment of Gratuity Act, 1972）

（３）産休休暇制度

（The Maternity Benefit Act, 1961）

（４）被用者年金基金

（EPS : Employees' Pension Scheme）

被用者積立基金

（EPF : Employees' Provident Fund）

（５）セクシャル・ハラスメント法

（The Sexual Harassment of Women at Workplace (Prevention Prohibition and Redressal) Act, 2013）。

ご存知ですか、重慶の「広島園」

重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

＜広島園での茶道イベント＞

この新緑の時期、5月11日～12日に重慶市内の広島市が寄贈した日本庭園にて、茶道のイベントが在重慶日本国総領事館主催のもと開催されました。

このイベントは日中国交正常化 45 周年記念イベントの一つとしてもとらえられ、風情ある日本庭園にて抹茶とお茶菓子が提供されました。領事館から邦人の皆様や日本語学校などにお声が掛けられ、晴天の中思いのほか沢山の方々が茶会に出席して日本の野点^{のぼて}を満喫していました。

しかしながら、今やこの公園は重慶市民にも広島市から寄贈されていることを知っている人は少なく、無論重慶に駐在している日本人の方にもほとんど知名度がありません。

在重慶日本国総領事館首席領事斎藤氏からも今後、この素晴らしい庭園を活用して広島と重慶の交流が更に深まるイベントを開催できないものかとのご意見がありました。

＜開園の経緯＞

広島園は重慶市と広島市の庭園文化交流の証として、両市人民の友情を象徴するものであり、広島市によって設計され、重慶市園林建築工程会社が施工し、1991年10月15日市民に開放されま



した。全園の面積はトータル 2,000 平方メートルで、独創的なデザインであり、自然な風格、質素精巧、さわやかで上品な日本の古典庭園の風貌を再現しています。造園技術の精巧さが随所に現れ、日本庭園芸術の縮図とされています。

また、1992 年に広島市の中央公園には中国式の庭園「渝華園」が建設されています。重慶市寄贈の設計図を基礎として、中国の伝統的な庭園理念と作り方を活かした手法で造形され、中国古典的な重慶庭園に属するものです。面積は約 1,700 平方メートルとなっています。

<参加者の感想>

訪れていた市民は「静かで綺麗な庭園で、心が落ち着きます。」「小道は小石が敷きつめられた砂利道なので、歩く度にカサカサという音がいいですね。」「総領事夫人と領事館の方々が生きたお茶をいただき、日本の茶道文化を体験しました。先ず茶

菓子をいただき、それから抹茶を一口飲むと、茶菓子の甘さと抹茶の味が一体となり、最高でした。茶道の礼儀作法も教えていただき、お茶会に参加して良かったです。」と一般市民にも評価が高かったようです。

八田與一像修復成る

台北 ビジネスサポーター 皆川 榮治

<日本統治時代のインフラ整備>

日本では知らない人が結構多いのですが、戦前日本が台湾を統治しており、僅か 50 年に過ぎませんでしたが、国家も経済もなかった台湾を法治国家につくり上げた事実があります。即ち、政治体制をつくり法律を定め、水力発電を起し鉄道を敷き農業や産業を興し教育制度をつくり上げ、その結果多くの台湾人たちが日本に対して好意的な人々が多くなった、と言う事実です。逆に戦後台湾に入って来た外省人たちは戦前の日本統治を支持する台湾人を弾圧する一方で、戦後日米と協力して経済を発展させ、台湾の経済社会の高度成長を成し遂げるのですが、経済発展の背景には戦前の日本統治への台湾人たちの弛まぬ努力がその底辺にあった、と言えるのです。

戦前の日本統治時代、台湾総督府の為政者たちは多くのインフラ投資を行ないましたが、その代表格が台湾南部にある烏山頭ダムと言われる水力発電ダムです。工期は 1920 年から 1930 年までの 10 年間で、完成当時は東洋一の水力発電ダムと言われ、その結果農業用水は満たされ、水田が豊かに実ることになりました。

近隣の農家の人々はそれまで毎年のように台風が襲っては農作物の収穫被害に悩まされ続けていたのですが、このダムの完成で台風被害がなくなり収穫が安定し、大変喜んだのは言うまでもなく、完成後には感謝の印にこの計画を進めた八田與一の銅像をつくりたいと申し出たのですが、八田は断ったため、農民たちは八田に黙って銅像をつくり感謝の気持ちを表したのです。八田は戦中の 1942 年、フィリピン視察途上の船中、米軍の潜水艦攻撃に会い戦死しますが、この銅像は残り、戦

後、蒋介石の命令で日本統治色のあるものは全て消去するよう指示された結果、消え去る運命にありました。しかし、水利組合の農民たちはこれをひた隠しに隠しこの銅像を守り、1981 年以降ようやく政治的圧力が消えたとして陽の目を見るようになりました。今ではもとの烏山頭ダムのほとりに設置され、ダム全景を見つめています。

<銅像が切断される事件>

ところが台湾人にも日本人にも大切なこの銅像が 2017 年 4 月 11 日、台湾の心ない者の手で首を落とされるという事件が発生しました。犯人は台湾の親日傾向を嫌う右翼思想の持ち主で夜中の 2 時頃切断しそのまま胴体部分に乗せておいたと言うのですが 16 日には無くなっていたと言い、17 日に警察に出頭し逮捕されました。

この事件を受け頼清徳台南市長はすぐさま行動を起こし、銅像の修復にかかり 5 月 8 日の八田與一慰霊祭の記念日前日には元の状態に復することが出来ました。5 月 8 日の慰霊祭には例年より 100 人も多い約 250 人を集めた慰霊祭が行われ、市長を始め、八田與一のお孫さんの八田修一氏や八田氏の故郷である金沢市長も来台され、お祝いの言葉を述べられ、今年はいつもの慰霊祭を上回る意義の深い集りになり、八田氏への感謝を改めて顕彰する慰霊祭になりました。事件がより深く八田氏との関係を深め日台関係の深さと絆を改めて考え直す 1 日になったようです。



ハッピーからのお知らせ

第1回「中国ビジネスセミナー」のご案内

中国ビジネス新視点 ～構造変化の波に乗れ～

公益財団法人ひろしま産業振興機構では、県内企業の皆様の「中国ビジネスで課題を抱えている」「中国進出に向けて中国ビジネスを学びたい」などの悩みやご要望にお応えするため、中国ビジネスセミナーを年4回開催します。今年度は、「中国ビジネス新視点～構造変化の波に乗れ～」をテーマとし、県内企業の具体的な取組事例についてもご紹介させていただきます。

また、あわせて個別相談会をご用意しておりますので、皆様の解決したい課題、相談したい悩みなど、お気軽にご相談いただければ幸いです。

**参加
無料**

【講演会】

平成29年7月10日(月) 13:30～16:00

①「中国におけるビジネス展開について」

講師：西川ゴム工業(株) 取締役グローバル統括本部長兼グローバル事業推進部長 小川 秀樹 氏

②「中国最新事情～中国経済、ビジネス、政策動向などホットな情報～」

講師：(株)チャイナワーク 専務取締役 遠藤 誠 氏

【会場】

広島商工会議所 3階会議室

(広島市中区基町5-4-4)

【個別相談会】

平成29年7月10日(月) 16:00～17:00

(株)チャイナワーク 専務取締役 遠藤 誠 氏が、中国ビジネスに関する相談にお応えします。



セミナーの詳細やお申込みについては、同封のチラシをご確認ください！

平成29年度「国際取引実務研修」開催案内

主催：公益財団法人ひろしま産業振興機構・福山商工会議所

貿易業務初任者や担当者の方、これから貿易実務を習得される方を対象に、貿易実務の基礎体系を理解するとともに、輸出入における重要なルールや貿易書類の読み方など貿易取引に必須の知識を習得し、習得した知識をベースに各種貿易書類の作成演習を通し、より実践的で広範囲な実力を養う研修を開催します。また、今年から新たに、貿易実務業務の盲点やクレームの賢い対処方法などについて実例を通して学ぶ「応用編」を設けましたので、奮ってご参加ください。

● 研修内容

①入門編 ②基礎知識編 ③応用編

残席わずかとなりました。
応用編・広島会場は余裕あります！

● 開催日時・場所

※両会場各日 9:30～16:30(昼休憩1時間)、1日6時間

会場	日	時	場所
広島会場 (定員40名)	①入門編	6月14日(水)	広島県情報プラザ2階「第2研修室」 (広島市中区千田町3-7-47)
	②基礎知識編	7月5日(水)	
	③応用編	9月6日(水)	
福山会場 (定員40名)	①入門編	6月15日(木)	福山商工会議所 9階「会議室」 (福山市西町2-10-1)
	②基礎知識編	7月6日(木)	
	③応用編	9月7日(木)	

※①入門編と②基礎知識編はセット受講となります。

● 講師 国際法務株式会社 代表取締役 中矢 一虎 氏

● 詳細・申込方法等につきましては、ウェブサイトをご覧ください。

産振構 国際取引実務研修 で検索してください。